



四月二日

中津原部落の地域給指定に関する請願(平井義一君外一名紹介)(第一八三六号)

岩沼町の地域給指定に関する請願(佐々木更三君紹介)(第一八六四号) 御前崎市の地域給指定に関する請願(西村直己君紹介)(第一八六五号)

同月四日

福良町の地域給指定に関する請願(塩田賀四郎君紹介)(第一九五二号)

小国町の地域給指定に関する請願(牧野實業君紹介)(第一九五三号)

成羽町の地域給指定に関する請願(中原健次君紹介)(第二〇〇二号)

八浜町の地域給指定に関する請願(中原健次君紹介)(第二〇〇三号)

同月十日

久世町の地域給指定に関する請願(刈田アサノ君紹介)(第二〇五八号)

狩太町の地域給指定に関する請願(小川原政信君紹介)(第二〇七三三号)

取手町の地域給指定に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第二〇九五五号)

掛斐町の地域給指定に関する請願(平野三郎君紹介)(第二〇九六六号)

東京電報局及び東京国際電報局有線電信従業員の待遇改善に関する請願(松井政吉君紹介)(第二二二〇号)

海村の寒冷地手当引上げの請願(圓谷光衛君紹介)(第二二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

三月十一日

北海道の地域給指定に関する陳情書(北海道知事田中敏文外九名)(第八一五号)

沼津市の勤務地手当引上げに関する陳情書(沼津市長塩谷六太郎外二名)(第八一六号)

同月二十六日

羽幌町の地域給指定に関する陳情書(北海道天塩郡羽幌簡易裁判所塩松安平外四名)(第九七二号)

同月二十九日

八浜町の地域給引上げに関する陳情書(岡山県児島郡八浜町長山田俊三)(第一〇六二二号)

四月二日

八王子市の地域給引上げに関する陳情書(全通信従業員組合八王子支部長橋本久良外一名)(第一一一三三号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出第一五四号)

○田中委員長

これより人事委員会を開会いたします。

議事に入る前に、まず御報告いたしておきます。去る八日公務員等の懲戒免除等に関する法律案、内閣提出第一五四号の審査を本委員会に付託せられましたので、御報告いたします。

次に理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事であられた藤枝泉介君が昨十日に、また同じく平川篤雄君が去る三月六日、また同じく井上良二君が去る三月二十日、それら三委員を辞任せられましたので、理事三名が欠員となっております。この際理事三名の補欠選任を行いたいのであります。これは先例によりまして、選挙の手続を省略し、委員長において指名いたします。御異議はありませんか。

○田中委員長

御異議なしと認めま

す。それでは委員長におきまして、藤枝泉介君、平川篤雄君、松澤兼人君の三君を理事に指名いたします。

○田中委員長

ただいまより公務員等の懲戒免除等に関する法律案、内閣提出第一五四号を議題として、審査に入ります。それでは政府当局より提案理由の説明をお願いします。菅野官房副長官。

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

第三條 地方公共団体は、前條に規定する場合においては、條例で定めるところにより、地方公務員で懲戒処分を受けたものに對して將來に向つてその懲戒を免除すること及びまだ懲戒処分を受けていない地方公務員に對して懲戒を行わないことができる。

(出納職員、予算執行職員等の弁償責任に基く債務の減免)

第四條 政府は、第二條に規定する場合においては、政令で定めるところにより、支出官、出納官吏その他の国、公団、公庫、公共企業体等の出納職員、予算執行職員等で政令で定めるところの弁償責任(これに準ずる責任で政令で定めるものを含む。以下同じ)に基く債務(租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭和二十六年法律第九十七号)の規定による国の定期貸債権又は貸付金債権に係る債務で当該弁償責任に係るものを含む)を將來に向つて減免することができる。但し、本人の犯罪行為に因る弁償責任に基く本人の債務については、この限りでない。

(出納長、収入役等の賠償の責任に基く債務の減免)

第五條 地方公共団体は、第二條に規定する場合においては、條例で定めるところにより、出納長又は収入役その他法令の規定に基いて現金若しくは物品を保管する地方公共団体の職員の賠償の責任に基く債務を將來に向つて減免することができる。但し、本人の犯罪行為に因る賠償の責任に基く本人の

債務については、この限りでない。

(懲戒の処分に基づく既成の効果)

第六條 懲戒の処分に基づく既成の効果は、第二條及び第三條の規定に基く懲戒の免除によつて変更されることはない。

(資格の回復)

第七條 懲戒の処分を受けたことに因り国家公務員となる資格、地方公務員となる資格、地方公務員となるための競争試験若しくは選考を受ける資格若しくは第二條の規定による政令で定める者となる資格又はそれらの資格以外の他の法令で定める資格を失つてゐる者は、同條又は第三條に基きその懲戒を免除されたときは、その日において、それらの資格を回復する。

(訴訟等との関係)

第八條 第二條から第五條までの規定は、懲戒の処分を受け、又は弁償若しくは賠償を命ぜられた者が、その処分に対し、法令の規定により訴訟、審査の請求、異議の申立その他不服の申立をし、又は訴を提起する権利に影響を及ぼすものではない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○菅野政府委員

ただいま議題となりました公務員等の懲戒免除等に関する法律案につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明申し上げます。御承知の通り、従来天皇の即位及び大喪、皇太子の誕生等國民があげて悲

喜をわかつ慶弔事のあります際には、一方で恩赦が行われると同時に、他方で公務員の懲戒の免除、弁償責任の免除及び公証人、弁護士等一定の職種についての懲戒の免除が行われるのがおむね通例となつておるのであります。政府におきましては、今回日本国との平和條約の発効によりわが国自立達成の記念すべきときを迎えるに際し、広く恩赦を行うべく、別に準備を進めておるのでありますが、この際、先例にかんがみまして、公務員等の懲戒の免除及び弁償責任の免除をも同時に実施したいと考えている次第であります。しかしながら、旧憲法の下にありましては、公務員等の懲戒の免除及び弁償責任の免除の措置は、恩赦と同様、いずれも天皇の大権の事項とせられ、従つて勅令により、実施せられたのであります。新憲法下の今日におきましては、恩赦が恩赦法に基いて行われますように、懲戒の免除、弁償責任の減免につきましても、法律によるべきでありまして、特別の立法措置を要するものと考えられるのであります。これが本法律案を提案するに至りました理由であります。

次に本法律案の要旨の概要を御説明申し上げます。

第一に、従来の例によりまして、懲戒の免除及び弁償責任の免除は、その実施の都度国家公務員の懲戒の免除、地方公務員等の懲戒の免除、海技従事者及び水先人の懲戒の免除、公証人、弁護士、司法書士、弁理士及び計理士の懲戒の免除並びに出納官吏等の弁償責任の免除というように分けまして、それ／＼別箇の勅令によつて行われたのであります。が、本案におきましては、これらの措置を單一の法律にまとめ、かつ、恒久的な制度として確立することとしたのであります。

第二に、本案におきましては、大赦または一般的な復権が行われます場合に於いて、これと並行して行われる懲戒の免除、弁償責任の免除につき、その基本的な事項を規定するのであります。実施についての具体的な必要な事項は、政令または地方公共団体の條例で定め得ることとしたしました。

第三に、懲戒の免除について申し上げますと、まずその対象については、国家公務員、地方公務員、日本国有鉄道及び日本専売公社の職員のほかは、別に政令で定めることとしたしました。これはおのおの先例の趣旨に従つて、公証人、弁護士その他を指定する所存であります。

次に、これらの者に対する具体的な措置は、実施の都度政令によつて行うのであります。が、ただ地方公務員につきましましては、地方自治尊重の建前から、條例で定めることとしたしました。

第四に、弁償責任の減免につきましても、懲戒の免除と同様、その考え方は、おのおの従前の例を踏襲することとしたしました。ただ従前におきましては、弁償責任は、すべて一律に全部免除されるという建前になつておりましたが、これは恒久的な制度として考へますと、その影響するところ大であり、必ずしも妥当とは申されぬ点もありますので、本案では、弁償責任の一部免除の場合を含め、減免することができるといたしました。具体的な減免措置については、地方公務員については條例で、その他の者については政令で定められることは、懲戒の免除と同様であります。

第五に、懲戒の免除の効果につきましては、この免除を受けた日から将来に向つてのみ効果を持つのであります。既成の効果は変更されないことを明確にいたしました。これは従来も同様であります。

次に公務員、公証人などは、懲戒の処分によつて免職となりますと、その後一定期間は再びその職または特定の職につく資格を失うことになつておるのであります。が、懲戒の免除によつて、それらの資格を回復するかいなかについて、従来は何らの規定なく、ただ実際の運用において回復するものとして取扱われていたのであります。本案におきましては、これらの事情及び一般的復権との均衡を考慮いたしまして、懲戒の免除により、それらの資格は当然回復する旨明記することにいたしました。次第であります。

最後に懲戒の処分等に関する訴訟、訴願等不服の申立等につきましては、懲戒の免除または弁償責任の免除を受けても影響されないことを明らかにいたしました。

以上本法律案の提案理由並びに要旨の概要を御説明申し上げます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○田中委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は十五日火曜日午前十時半より開会し、質疑を行うこととしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

昭和二十七年四月十五日印刷

昭和二十七年四月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所